

## 国土強靱化地域計画策定モデル調査に係る第2次実施団体について

平成26年8月22日  
内閣官房国土強靱化推進室

標記モデル調査については、28件の応募（内訳：13道県、16市区町、共同応募各1を含む。）があったところ、本年6月3日付けで、第1次の実施団体として、12地域15団体を決定、公表したところです。

その他の応募団体について精査を行ってきたところ、以下の7団体を第2次実施団体として決定しました。

### 【第2次実施団体（7団体）】

- ① 青森県むつ市
- ② 長野県松本市
- ③ 三重県南伊勢町
- ④ 滋賀県
- ⑤ 奈良県
- ⑥ 香川県
- ⑦ 福岡県

（連絡先）

内閣官房国土強靱化推進室

企画官 田中

TEL:03-5253-2111（内33721）

03-6257-1775（直通）

(参考) 国土強靱化地域計画策定モデル調査に係る第1次実施団体

[平成26年6月3日付けで公表]

【第1次実施団体 (12地域 15団体)】

- ① 北海道
- ② 千葉県旭市
- ③ 東京都荒川区
- ④ 新潟県新潟市
- ⑤ 山梨県
- ⑥ 岐阜県
- ⑦ 静岡県
- ⑧ 愛知県・同県名古屋市
- ⑨ 和歌山県・同県和歌山市
- ⑩ 徳島県
- ⑪ 高知県・同県高知市
- ⑫ 長崎県

[トップページ](#)   [内閣官房の概要](#)   [所管法令](#)   [記者会見](#)   [報道発表](#)   [資料集](#)  
[政策課題](#)   [国会提出法案](#)   [パブリックコメント等](#)   [情報公開・公文書管理](#)   [調達情報](#)   [リンク](#)

[トップページ](#) > [政策課題](#) > [国土強靱化](#) > [モデル調査](#)

## 国土強靱化地域計画策定モデル調査実施団体の募集について (平成26年3月28日)

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき国土強靱化の取組を効果的に推進するためには、地方公共団体が国土強靱化基本計画等との調和を図りつつ国土強靱化地域計画を策定し、地域特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進することが極めて重要です。

このため、内閣官房では、モデルとなる地方公共団体を選定し、専門的知見に基づく助言等を行うことを通じ、地域計画の検討過程等について情報を収集し、集約する調査を行い、その結果をモデル事例として全国の地方公共団体等に提示し、共有することにより、地域計画の策定を促進します。

### ○応募資格者

平成26年度内に基本法第13条に基づく地域計画の案の作成を予定している都道府県又は市町村とします。

### ○内閣官房が地方公共団体に対して行う主な業務内容

- ① 専門家等による助言(旅費、謝金等の支払を含む。)
- ② 必要な情報の整理

### ○募集期間

平成26年3月28日(金)～4月30日(水)

### ○募集要項(PDF)

### ○様式(PDF)

なお、応募様式を電子媒体で入手したい場合は、下記にお問い合わせいただければ、電子メールにて様式を送付します。

(提出先及び問い合わせ先)

〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1中央合同庁舎第4号館  
内閣官房国土強靱化推進室 服部、島田  
TEL: 03-3581-1180

E-mail: [tomoyasu.shimada@cas.go.jp](mailto:tomoyasu.shimada@cas.go.jp)

(メール送信の際には「アットマーク」を「@」にしてください。)

# 国土強靱化基本計画の概要

平成26年6月3日  
閣議決定

## 国土強靱化基本計画について

- 国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）
- 脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める

## ●国土強靱化の基本的考え方（第1章）

### 【理念】

#### ○国土強靱化の基本目標

- ①人命の保護
- ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

#### ○災害時でも機能不全に陥らない経済社会システム

を平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

### 【基本的な方針等】

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土の形成
- 施策の重点化、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
- PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント等
- オリンピック・パラリンピックに向けた対策等

## ●脆弱性評価（第2章） 略

## ●国土強靱化の推進方針（第3章）

### ～施策分野ごとの推進方針～

#### 【行政機能／警察・消防等分野】

・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進等

#### 【農林水産分野】

・農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築等ソフト対策の実施等

#### 【住宅・都市分野】

・密集市街地の火災対策、住宅・学校等の耐震化、建築物の長周期地震動対策等

#### 【国土保全分野】

・防災施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策等

#### 【保健医療・福祉分野】

・資機材、人材を含む医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築等

#### 【環境分野】

・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築等

#### 【エネルギー分野】

・エネルギー供給設備の災害対応力、地域間の相互融通能力の強化等

#### 【土地利用（国土利用）分野】

・多重性・代替性を高めるための日本海側と太平洋側の連携等

#### 【金融分野】

・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関横断的な合同訓練の実施等

#### 【リスクコミュニケーション分野】

・国や自治体、国民や事業者等の自発的取組促進のための双方向コミュニケーション、教育、訓練等

#### 【情報通信分野】

・情報通信システムの長期電力供給停止等に対する対策の早期実施等

#### 【老朽化対策分野】

・長寿命化計画に基づく、メンテナンスサイクルの構築等

#### 【産業構造分野】

・企業連携型BCP/BCMの構築促進等

#### 【研究開発分野】

・自然災害・老朽化対策に資する優れた技術の研究開発、普及、活用促進等

#### 【交通・物流分野】

・交通・物流施設の耐災害性の向上等

## ●計画の推進と不断の見直し（第4章）

○今後、国土強靱化に係る国の他の計画について必要な見直しを行いながら計画を推進

○概ね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更

○起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画（※）を毎年度の国土強靱化アクションプランとして推進本部が策定。これにより施策やプログラムの進捗管理及び重要業績指標等による定量的評価を実施。

（※）プログラムごとの推進方針（略）に重要業績指標（KPI）を加えて作成

○重点化すべき15プログラムを重点的に推進